平成２５年（フ）第１５８号
群馬県高崎市高関町200番地５
債務者　丸　　蠡昶
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１５９号
群馬県高崎市高関町200番地５
債務者　丸　　弓子
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第８３７号
さいたま市大宮区三橋４丁目298番地１　大宮ヴィレッヂ103、旧住所さいたま市大宮区三橋４丁目386番地３　サンモール103
債務者　岡本　志保
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８４２号
埼玉県和光市新倉１丁目９番７号　グリーンヒルズＢ109
債務者　志田　豊成
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８５４号
埼玉県北足立郡伊奈町大字大針217番地117
債務者　赤羽　良恵（旧姓及川）
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８９１号
埼玉県朝霞市根岸台５丁目１番20号　ベルコート朝霞202、旧住所東京都豊島区池袋本町２丁目22番７号　コーポ追川101号
債務者　遠藤　初美
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８９８号
埼玉県南埼玉郡宮代町百間２丁目１番26号　杉戸ＴＡ107号
債務者　當麻真優子
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９０３号
さいたま市中央区上峰１丁目９番９号　ポパイハウス205号
債務者　磯貝　敏夫
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９２７号
さいたま市中央区上落合１丁目２番27―103号
債務者　神野　秀吉
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９３２号
埼玉県蕨市南町４丁目34番11号　岡田コーポ201号
債務者　田村貴美子
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９４２号
さいたま市浦和区大東２丁目12番１号　２―403
債務者　杉田　静香
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９６５号
埼玉県上尾市大字平塚2025番地　平塚団地４―202
債務者　赤尾杉由紀子
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４２３号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目２番22号　シティハイム鶴瀬102
債務者　大村　泰治
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４３７号
埼玉県川越市大字藤間60番地１　ＳＳＳ川越第２寮、前住所埼玉県川越市南台２丁目１番地42　サンブライトマンション103号室
債務者　有馬　祐史
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４４５号
埼玉県所沢市けやき台１丁目27番地の１　森田マンション104
債務者　深田　勝己
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４５２号
埼玉県入間郡越生町大字小杉688番地１
債務者　稲葉　里美
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２４８号
静岡県沼津市大塚426番地の６　コーポ丸勝Ａ棟103
債務者　内田　　忍
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係